

ハラスメントに関する基本方針

1. 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
2. 当社は下記の行為を許しません。また当社の従業員以外の者に対してもこれに類する行為を行ってはなりません。
 - (1) セクシャルハラスメント
職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境ががいされること。
 - (2) パワーハラスメント
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内での優位性を背景に業務の適正な範囲を越えて、精神的身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させること。
 - (3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
職場において妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する言動により、妊娠出産した女性従業員や育児介護休業等を申出取得した男女従業員等の就業環境が害されること。
 - (4) その他あらゆるハラスメント
モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント、エイジハラスメントなど
3. この方針の対象は、当社の営む事業において働いている方すべて、また、お客様、取引先の従業員の方等を含みます。相手の立場に立って、普段の行動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。
4. 職場におけるハラスメントに関する相談窓口担当は下記になります。電話メールでの相談も受け付けますので一人で悩まずにご相談ください。
また、実際にハラスメントが起きている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、ハラスメントにあたるか微妙な場合を含め、広く相談に対応し、事案に対処します。相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。
5. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはいりません。

制定日：2022年4月1日
株式会社近鉄エクスプレス販売

窓口：

1. 株式会社近鉄エクスプレス販売 経営企画部

電話：03-5443-9456

メール：tsuho_ksi@kwe.com

2. アンダーソン・毛利・友常法律事務所

受付曜日：月、水、金（祝日および12月29日～1月5日を除く）

受付時間：12:00～14:00

・金曜日は女性弁護士が対応

・受付時間外、電話は不通

電話：03-6864-3015

メール：KWE_helpline@amt-law.com